

## ＜各種預金規定の改定部分の新旧対照表＞

総合口座・普通預金規定、貯蓄預金規定、自由金利定期預金「M型」（スーパー定期）規定の改定部分は、以下の新旧対照表のとおりです。

他の各種規定等につきましても以下の内容と同様の改定を行っております。

### 1. 総合口座取引規定・普通預金取引規定

#### ① 総合口座取引規定

改定前	改定後
<p><b>2.（取扱店の範囲）</b></p> <p>(1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。</p> <p>(2) 期日指定定期預金の預入れは一〇一万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成される定期預金の預入れの場合を除く。）自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。</p>	<p><b>2.（取扱店の範囲）</b></p> <p>(1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。</p> <p>(2) 期日指定定期預金の預入れは一〇一万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成される定期預金の預入れの場合を除く。）自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。</p> <p><b>(3) 定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のほかの当行のほか当行国内本支店で取扱います。なお、当行がやむを得ないものと認めて定期預金を満期日前に解約する場合、および満期日に解約する場合、預金名義人本人の意思による申し出であることの確認を行ったうえで取扱う場合がございます。</b></p>
<p><b>5.（預金利息の支払い）</b></p> <p>(1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。</p> <p>(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、この利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。</p>	<p><b>5.（預金利息の支払い）</b></p> <p>(1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の<b>第2日曜日（利息決算日）の翌営業日</b>に、普通預金に組入れます。</p> <p>(2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、この利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。</p>
<p><b>8.（貸越金利息等）</b></p> <p>(1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;"><b>以下省略いたします</b></p>	<p><b>8.（貸越金利息等）</b></p> <p>(1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の<b>第2日曜日（利息決算日）の翌営業日</b>に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;"><b>以下省略いたします</b></p>

改定前	改定後
<p><b>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p><b>9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p><b>(3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。</b></p> <p>(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>14. (解約等)</b></p> <p><b>(5) 通帳が偽装、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合には、通帳の利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</b></p>
<p><b>16. (譲渡、質入れの禁止)</b></p> <p>(1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によります。</p>	<p><b>16. (譲渡、質入れの禁止)</b></p> <p>(1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、<b>別途書面による手続によります。</b></p>
<p>(新設)</p>	<p><b>17. (規定の変更)</b></p> <p><b>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</b></p> <p><b>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</b></p>

## ②普通預金規定

改定前	改定後
<p><b>1. (取扱店の範囲)</b></p> <p>この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。)ができます。</p>	<p><b>1. (取扱店の範囲)</b></p> <p>この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。)ができます。</p> <p><b><u>なお、払戻手続きの際、預金名義本人の意思による申し出であることの確認を行ったうえで取扱う場合がございます。</u></b></p>
<p><b>12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p>	<p><b>12. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</b></p> <p>(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p><b><u>(3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。</u></b></p> <p><b><u>(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></b></p>
<p><b>19. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</p> <p style="text-align: center;"><b>以下省略いたします</b></p>	<p><b>19. (成年後見人等の届出)</b></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。<b><u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b>以下省略いたします</b></p>

## ②普通預金規定

改定前	改定後
<p><b>20. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p> <p>(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率及び料率は当行の定めによるものとします。</p> <p>また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。</p> <p>(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。</p> <p>(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p>	<p><b>20. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</b></p> <p>(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> <p><b><u>(3) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率及び料率ならびに借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについてはそれぞれ銀行取引約定書及び各融資関連契約書の定めによるものとします。</u></b></p> <p>(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。</p> <p>(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b><u>21. (規定の変更)</u></b></p> <p><b><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></b></p> <p><b><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></b></p>

## 2.貯蓄預金規定

改定前	改定後
<p><b>10. (利息)</b></p> <p>(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行の所定の日に、この預金に組入れます。</p> <p style="text-align: center;">以下省略いたします</p>	<p><b>10. (利息)</b></p> <p>(1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の<b>第2日曜日（利息決算日）の翌営業日</b>に、この預金に組入れます。</p> <p style="text-align: center;">以下省略いたします</p>

## 3.定期預金規定集（通帳式）（証書式）

改定前	改定後
<p><b>共通規定</b> (新設)</p>	<p><b>4. (預金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略いたします。</p>
<p><b>共通規定</b> (新設)</p>	<p><b>1 1. (規定の変更)</b></p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるもの</u> <u>とします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるもの</u> <u>とします。</u></p>